

**清瀬市公有地利活用事業（中里 5 丁目 9 番 1 及び 17 番 1）  
公募型プロポーザル審査要領**

**1 目的**

この要領は、清瀬市公有地（中里 5 丁目 9 番 1 及び 17 番 1）利活用事業の実施候補者を選定するために、事業者の提案内容の審査方法等を定めることを目的とする。

**2 審査の対象となる参加事業者**

審査は、次の各号をすべて満たす参加事業者を対象に行うこととする。

- （1）別途定める「清瀬市公有地利活用事業（中里 5 丁目 9 番 1 及び 17 番 1）公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」に定める資格要件を全て満たし、記載内容を遵守可能な参加事業者
- （2）実施要領に規定する必要な書類をすべて期限内に提出した参加事業者
- （3）実施要領により、適正に書類を作成した参加事業者

**3 審査の実施**

**（1）審査の主体**

審査は、別途定める「清瀬市公有地利活用事業選定委員会設置要綱」に規定する清瀬市公有地利活用事業選定委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

**（2）審査の日時等**

**ア 一次審査**

令和 8 年 2 月 2 日（月）

**イ 二次審査**

令和 8 年 2 月 13 日（金）午前中

清瀬市役所 2 階 市民協働ルーム

※ いずれの日時も変更となる可能性があります。

**4 審査の方法**

審査は、委員会により、提出された書類と企画提案（プレゼンテーション（質疑を含む））の内容について、次の通り審査基準に基づき配点をすることで審査を行う。

**（1）一次審査**

ア 賃借料及び社会貢献の合計点数の上位 3 者が二次審査へ通過する。

イ 同点数となり上位 3 者以内の者が 4 者以上となった場合は、賃借料の高い者を優先する。

ウ 賃借料も同額の場合は、審査会の合意により決定する。

**（2）二次審査**

ア 一次審査の上位 3 者による企画提案（プレゼンテーション審査）を行う。

イ 企画提案審査における説明は、事業提案書（自由書式）、資金計画（様式 1 1）、事業年度ごとの収支計画（様式 1 2）を用いて、「5 審査基準（2）企画提案審査」に示す表内の審査項目に係る説明を含むこと。

ウ 企画提案審査に係る 1 者あたりの時間は以下の範囲内とする。

- |     |        |      |
|-----|--------|------|
| （ア） | 入室及び準備 | 5 分  |
| （イ） | 説明     | 15 分 |
| （ウ） | 質疑     | 10 分 |
| （エ） | 退室     | 5 分  |

## 5 審査基準

審査における評価点の審査項目及び配点は以下のとおりとする。

### （1）一次審査（書類審査）

各審査項目における審査点の計算は、配点×審査係数とする。

ただし、賃借料は、最低制限賃借料以上であることとする。

| 審査項目        | 審査基準                                                                                                                             |        | 審査<br>係数 | 配点 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|----|
| 社会貢献        | 「えるぼし(女性活躍推進企業)」、<br>「くるみん（子育てサポート企<br>業）」としての認定                                                                                 | 有り（両方） | 1.0      | 10 |
|             |                                                                                                                                  | 有り（片方） | 0.6      |    |
|             |                                                                                                                                  | 無し     | 0.0      |    |
| 審査項目        | 審査係数                                                                                                                             |        | 配点       |    |
| 賃借料<br>(年額) | 提案金額 ÷ 参加者の内の最高提案金額<br>※ 年額が最低制限賃借料以上であること<br><br>【最低制限賃借料】<br>清瀬市中里五丁目 9 番 1 : 「3,695,000 円」<br>清瀬市中里五丁目 17 番 1 : 「8,101,000 円」 |        | 40       |    |

### （2）二次審査（企画提案審査）

ア 企画提案審査の評価は、委員の 5 段階評価で行う。

イ 企画提案審査点の計算は、各配点×5 段階評価の審査係数とする。

ウ 企画提案審査の審査係数は下表の通り

エ 企画提案審査の配点は、全ての審査員による配点を平均化した点数とする。

| 審査項目                                  | 配点 | 5段階      |       |    |       |     |
|---------------------------------------|----|----------|-------|----|-------|-----|
|                                       |    | A        | B     | C  | D     | E   |
| 本事業の目的、本市を取り巻く状況、地域の特性及び課題等を理解した提案である | 20 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 地域の雇用創出が見込める提案である                     | 20 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 地域の活性化につながる提案である                      | 20 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 自然環境、生活環境、周辺交通及び近隣住民へ配慮のある提案である       | 20 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 提案内容に類似した事業実績が十分にある                   | 20 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 実効性のあるスケジュールである                       | 10 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 無理のない資金計画である                          | 10 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 事業開始後の収支計画が適正である                      | 10 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 経営状況が良好で継続した事業実施が可能である                | 10 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| その他、市に有益な提案内容である                      | 10 | とても優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

| 5段階         | 審査係数 |
|-------------|------|
| A（とても優れている） | 1.0  |
| B（優れている）    | 0.8  |
| C（普通）       | 0.6  |
| D（やや不十分）    | 0.4  |
| E（不十分）      | 0.2  |

## 6 実施候補者の選定

### (1) 選定方法

二次審査の終了後、各審査委員の採点した各審査項目の点数を平均した点数の合計点を一次審査の点数と合わせ、最高得点者を実施候補者として選定する。

また次順位の者を次点者として選定する。

審査結果の集計の際、最高・低得点者を除く等はしないものとする。

審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は委員会で合議のもと実施候補者を決定する。

### (2) 結果の通知

結果が確定した後、速やかに全ての参加者へ通知を行うものとする。